

## 会 議 記 録

会議名称	平成 15 年度第 2 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 15 年 10 月 28 日 ( 火 ) 午後 3 時 02 分 ~ 午後 5 時 02 分
場 所	東棟 6 階 教育委員会室
出席者	委員 瀬口、根建、町田、山本、吉川 区側 政策経営部長、行政管理担当部長、総務課長、経理課長、営繕課長、 行政改革担当副参事、組織・能力開発担当副参事
配布資料	事前配布資料 ( 送付済み ) 1 平成 14 年度工事入札結果一覧表 ( 資料 1 ) 2 杉並区で実施している工事の入札方式 ( 別紙 1 - 1 ) 3 平成 14 年度工事入札・見積結果一覧 ( 別紙 1 - 2 ) 4 入札・契約制度の改革 ( 資料 2 ) 5 工事契約の落札率の推移 ( 別紙 2 ) 6 杉並区で実施していた工事の入札方式 ( 別紙 2 - 2 ) 7 平成 14 年度指名停止運用状況一覧表 ( 資料 3 ) 8 各区の一般競争入札の適用範囲 ( 平成 14 年度 ) ( 資料 4 ) 9 杉並区外部評価委員会設置要綱 ( 参考資料 1 ) 10 杉並区外部評価委員会事務取扱要領 ( 参考資料 2 ) 本日配布資料 1 平成 15 年度審査対象入札関係資料 2 外部評価委員会の役割 ( 資料 5 ) 3 業種別業者登録一覧表 ( 資料 6 ) 4 平成 15 年度個別外部監査の結果に関する報告書 ( 概要 ) ( 資料 7 ) 5 平成 15 年度個別外部監査の結果に関する報告について ( 資料 8 ) 委員のみ
会議次第	1 開会 (1)平成 15 年 7 月の人事異動に伴う出席職員の紹介 2 議事 (1)平成 14 年度入札及び契約に関する外部評価について (2)平成 15 年度個別外部監査の結果に関する報告について (3)今後のスケジュールについて 3 閉会

## 杉並区外部評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属
せ ぐち きよ ゆき 瀬 口 清 之	日本銀行政策委員会室調査役
ね だて のぶ こ 根 建 伸 子	パイオニアHRD株式会社 キャリア開発部 部長 財団法人21世紀職業財団(労働省)「ポジティブアクションを促進するための研究委員会」委員
まち だ こう ぞう 町 田 幸 蔵	日本公認会計士協会杉並地区会副会長 前財団法人杉並区まちづくり公社監事
やま もと きよし 山 本 清	国立学校財務センター研究部教授 (前岡山大学経済学部教授) 総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員 財務省「政策評価の在り方に関する懇談会」委員
よし かわ とみ お 吉 川 富 夫	財団法人東京市政調査会研究部次長 中央大学大学院公共経済学兼任講師

会議録中、委員名は原則として「会長」または「委員」と表記されています。

会長 それでは、平成15年度第2回の杉並区外部評価委員会を開かせていただきます。

本日の議題というのは、お手元にありますが、主として入札の監視に係る業務のことが中心ではあります。それで、最初に、人事異動等があったようでございますので、人事異動のご紹介と資料の確認等ということでございますので、事務局の方でよろしく願います。

政策経営部長 政策経営部長に異動してまいりました松沼と申します。よろしく願います。

行政管理担当部長 同じく、7月1日に行政管理担当部長になりました南方でございます。よろしく願います。

行政改革担当副参事 行政改革担当副参事の森田と申します。よろしく願います。

組織・能力開発担当副参事 組織・能力開発担当副参事の清水と申します。よろしく願います。

総務課長 区長室総務課長の村上でございます。7月1日付で異動してまいりました。よろしく願います。

経理課長 政策経営部経理課長の野崎でございます。よろしく願います。

会長 各委員の方、資料をご確認をいただいたと思いますが、そろってなければおっしゃっていただいと申します。それで、よろしいでしょうか。

入札監視は昨年度一度、例のPFIの関連の契約に関する審査的なことをやったんですが、実は入札監視の本来業務というのは今回が初めてでございます。その詳細については、我々がどこまでやる権限があって、あるいはどういうことを期待されているかということについては、事務局の方からまだ明確なご説明をいただいているまいなま、企画の案とそのPFIの案件の事後的なチェックをしたということがございますものですから、まずその入札監視委員会の我々に期待されている役割ということと、我々はどこまでやるのが義務づけられ、またやるべきであるかということについての、とりあえずの事務局側のご説明をまず伺って、それで意思統一をした方がいいだろうということで、まずそのことからご説明をお願いしたいと思います。どうぞ。

経理課長 経理課長でございます。私の方から、入札監視委員会の設立経過と委員会の所掌につきまして、ご説明をいたします。

会長 どうぞお座りになって、願います。

経理課長 昨年9月の第1回外部評価委員会で入札監視委員会の説明を行いました、先ほど会長の方から申し上げましたように、PFIの事業につきまして、12月にご意見をいただきました。今回が定例会議の実質的な第1回の入札監視委員会となります。設置後しばらくたっておりますので、簡単に経緯等をご説明させていただきます。

10月10日付でご送付いたしました審議内容の送付文でご説明をいたしてございますが、平成13年4月に施行されました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律適正化法でございますが、その目的につきましては、発注者全体を通じて、入札契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な活動を目的とすることとなっております。その基本となるべき事項でございますが、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、適正な施行の確保がうたわれてございます。この適正化法15条によりまして、国は適正化指針を定めてございます。

その透明性の確保を図る方策といたしまして、適正化法15条第2項第2号で、入札及び契約の過程並びに契約の内容について、学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映すること。そして、公正な競争の促進のための方策といたしまして、同第3号で入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理することが規定されてございます。上記の内容を具体化するという事で、杉並区では第三者機関でございます外部評価委員会の皆様に兼任という形で、入札監視委員会の任をお願いしておりますところでございます。

本日記付いたしました外部評価委員会の役割の資料に記載してございますが、これは最初の委員会と同じ資料でございますが、(4)(5)で、入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関する事、それから、入札及び契約手続に関する利害関係者からの苦情申立ての処理に関する事を委員会の所掌事務としてございまして、これは杉並区外部評価委員会の要綱第2条第4号第5号に、そういうような規定がございます。

まことに恐れ入りますが、参考資料2に杉並区の外部評価委員会事務取扱要領がございます。それをちょっとごらんいただければと思います。一番最後のところでございますが3枚程度のものがございます。具体的には、委員の皆様には次の事項についてご審議をいただければというふうに考えております。

まず、本日、委員の皆様にご了解いただかねばなりません、14年9月に制定しております杉並区外部評価委員会事務取扱要領でございまして、項立ては、第1、総則、第2、定例審議、第3、苦情処理審議、第4、苦情処理手続となっております。審議内容では定例審議がメインとなりますので、重点的にその第2の定例審議をご説明いたします。指針

で定められている定例審議につきましては、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けることと、それから、抽出した一般競争入札参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名の経緯等について審議を行うということになってございまして、具体的にその第4条以降に記載してございますが、第4条で年1回定例審議を開催すること、第5条で杉並区が実施した予定価格130万以上の、これは入札にかかる発注ものでございますが、工事案件を審議対象とすること。

それから、第6条から第8条の関係で、前年度1年間に発注した工事一覧から審議の対象となる案件を抽出していただきまして、第9条にございますが、競争入札参加資格の設定及び指名業者の選定方法等について、適否についてご審議をお願いすること、となっております。これらの規定によりまして、今回、皆様に審議対象案件の抽出をお願いした次第でございます。

なお、要綱については、先ほども説明いたしましたように、入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関するということもございまして、これまでの区の契約制度の内容、改正状況等について、ご意見をいただければと考えてございます。

なお、本日は、苦情処理審議につきましては、こちらは審議対象はございませんが、今後区が発注しました工事請負契約につきまして、利害関係者から入札や契約等の過程、契約の内容等の苦情申立てがございまして、契約担当者からの説明、事前審査を行いましても、利害関係者に不満がある場合につきましてはご審議をお願いすることとなりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、資料3にございますが、第10条に、指名停止状況につきましても報告することになってございますので、1年間の指名停止状況報告をさせていただきたいと存じます。

所掌事務につきましては以上のようにございますが、よろしくお願いをしたいと存じます。

会長 ありがとうございます。

実は、昨年ご説明いただいているのは、参考資料1については多分全員についてご説明をいただいていると思うんですが、この参考資料2は、できていたらいいんですけど、ただ、詳細の説明は今回が多分初めてだと思います。

まず、各委員の方で、これについての疑義等あるいは確認等があれば、ご確認いただきたいと思います。若干微妙に表現が、参考資料1と2と違っているようなところもちょっとあって、私もあとちょっと聞きたいこともありますが、この具体的な中の案件の調査、審

議に入る前に、ご確認等ございましたら何なりと。あるいはわからない点等、ございせんか。

ちょっと気になりますのは、設置要綱には入札及び契約手続云々ということで、包括的に書いているんですが、事務取扱要領の方になってくると、工事に限定されているわけですね。入札というのは、別に物品の入札もいろいろあるわけで。これを工事だけにされたという話は多分初めて聞くことなんですが、それは何か経緯等ございますか。どうぞ。

経理課長 これにつきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして、工事という形の法律ができていますので、そちらの部分について審議の対象にしたというようなことでございます。

会長 ええ、それは承知しているんですが、そうするとその設置要綱がどうしてこういう、ちょっと包括的なあれになっているんですかね。いや、国は国で地方自治の時代ですからね、まさしく杉並区ですから、率先していろいろなことを改革をおやりになっているわけですから、当然国の法律は踏まえてされるのはいいんですが。いやいや、一応これは確認のことだけなんですが、何かお考えがございましたら。

経理課長 一応、当面、工事という形になってございますが、そういった意見を踏まえて、今後審議する部分については検討していきたいと、このように思っています。

会長 そうですか。ありがとうございました。

そういうことで、一応工事ということで、この我々の当面の審議対象はなっているようでございますが、そのほか確認等ございましたら何なりと。委員、何か。どうぞ。

委員 第11条のところで、「審議終了後、その概要（第4号様式）……」と。

会長 こういうの、知らないんですね。

委員 ええ。どのようなことを公表しなければいけないのか。

会長 様式はお手元にありますか。僕も様式を知らないんですが、どういう様式を。ひな形等のあれがあれば、ちょっとコピーか何か、1部とって回していただいても構わないんですけれど。

経理課長 後ほど、それでは配付させていただきます。

会長 大体どういう内容が盛り込まれるかぐらいは、ちょっとやっぱり。

経理課長 P F I の審議で、基本的には出てございますが、毎回ああいった内容で。

会長 あれと同じですか。

経理課長 はい。

会長 あと、どうぞ、いろいろあるかと思いますが、この第9条の読み方等も一応踏まえておかないとあれなものですから。入札参加資格の設定とか選定方法という、結構。

委員 これ、入札方法じゃないんですね。入札参加資格の選定方法の適否の関係。

会長 ただ、「等」ですから。

委員 「等」ですから。

会長 「等」ですから、どうでございますかね。この書き方自身は、これは設置要綱から言えば意見の具申ですから、意見として述べてもいいと思いますが、個々の契約内容がどうのこうのということは、ちょっと難しいんですかね。どんなものですか。どうぞ。

経理課長 今後、これから具体的な抽出をいただきました審議内容につきましての指名の理由だとか公告の内容だとか、そういうことをご説明いたしますので、そういった部分につきまして、そういう部分が適当かどうかとか、ご審議をいただければと思います。

会長 いや、多分、委員がお聞きになっているのは、例えば入札のプロセス自身をおっしゃったんだと思うんですけどもね。例えば、談合があったかないかとか。それは一応入るといことですね。

経理課長 それは、概略的には、これから入札契約制度につきましてご説明を申し上げますので、その中につきましてご意見をいただければと、そのように思っております。

会長 はい、かしこまりました。

その他。では、どうぞ順番に。

委員 ごめんなさい。個別にはちょっとわからないので、かなり細かく書いてあるということは、要するにこのほとんど何か審議の対象にするという、そういうスタンスで書いてあることなのですか、かなりいっぱい書いてありますよ。

経理課長 三百数十件ございますので、その中から審議対象につきましては抽出していただきまして、それをご審議の対象にさせていただくという感じで。

委員 いや、その広がりというよりも、そのプロセスまで審議するということは、例えば入札方法という話になれば、こういうのは競争入札にすべきですよと、そういうことまで審議するということを意味するわけですか。

経理課長 概略的なご意見としては、いただいて。

委員 だから、例えば今何億円で切っているのを、この切り方じゃなくて、こっちの方にすべきだと、そういう議論も出ているということですか。

経理課長 内容的にそういう部分にも触れられる部分も、当然ながらあるのかも、とも

思います。

政策経営部長 よろしいですか。個別のその内容にかかわるものと、それから制度全般にかかわるものと、少し切り分けて、ご意見をいただくなりご審議をしていただくなりした方がよろしいかと思うんですね。もう、個々のものについては今の基準・考え方でやっておりますもので、それについての適否と申しますか、それとその制度そのものがどうかということとは、やはりちょっと切り口は分けていただいて、制度そのもので、もしこういう点はこうした方がよろしいというご意見があれば、それは意見具申という形で議論していただいた方が、我々としてもそれを踏まえて今後の対応に、参考にさせていただくということがしやすいかなというふうに考えています。

会長 そうですね。これは、10月10日付の経理課長さん名のところにも書いてございますが、当然その内容は我々の審議対象になるんですが、一応制度全般の改革の意見というのは、またちょっと次元が違うものですから、それは分けてくることになっておりますが、どうぞ。

委員 先ほど会長がおっしゃったんですけれど、工事の事業を対象ということですので、入札をされた結果は公表にさせていただいて拝見しますし、抽出ということであれば、私の考える範囲の中で、その件を抽出したような次第なんです。その理由はまた後で申し上げますけれども、工事自体やはり特殊な専門分野でありますので、その工事の内容とか手法、それから質、業者の持っている技術、そういったもろもろのものの信頼性というのは既にもうご検討いただいて、そこは我々が 我々というよりは私は専門外ですので、なかなか見えない、わからないところがあります。

ですので、本当にそこに決まったようなプロセス、ステップ、それからどういう観点でとか、どういう考え方がベースになっていたかとか、そういったところは審議をできると思うんですが、その範囲でよろしいのかどうか。技術的なこと、それから本当にこの工事がこのぐらいの規模であるのかとか、その辺やはり専門家でないといけないところがあるなと思い、私も一覧を見ながら、ちょっと戸惑ったところがあったんです。

会長 一応それは、権限の中にも入ると思いますが、それはできないことはできないわけで、経営審査とか、業者のランクづけ等が多分あって、そのチェック等も一応それは入札参加資格の設定とか、そういうところで一応ランクの条件を満たしているかどうかとか、資格を持っている技術者が何人いるのかとか、名前だけの人がいるかないかとか、そういうような条項がございますから、そういうことも一応包括的には入ると思いますが、



ただ我々はそこら辺まですべてできるわけではございませんですから、それは制約はあるということでもいいかと、個人的には思いますがね。

ただ、これは我々が決めることですから、事務局に聞くというよりも、我々のスタンスとして一応それはできないことはないという理解でいいと思いますが、ただそれをやり出すと切りがないですから、基本的にはまず区の条例とか法令に従って、適正にその入札業務が行われているかどうかというのをまず担保し、そしてその中でいろいろな問題点等があれば、今のようなことも含めて意見を申し上げるということだろうと思いますけれどね。

委員 はい。

会長 あと、何かございますか。よろしいですか。

( なし )

会長 では、引き続きまして、入札の制度等についての今までの改革も含めて、若干ご説明をいただきたいと思います。どうぞ。

経理課長 それでは、杉並区の入札契約制度の概要について、ご説明をいたします。まず、9ページをお開きいただきたいと存じます。

杉並区で実施している工事の入札方式でございます。これが今現在杉並区で行っていますが、一般競争入札では、3,000万円以上の案件で条件付一般競争入札を行ってございます。ホームページなどで公告いたしまして、入札希望者を募集してございまして、その参加資格条件とは記載のとおりでございます。また、一般競争入札の中の総合評価方式により入札でございますが、これは公会堂のPFIで実施したところでございます。

次に、指名競争入札のうちの公募型の指名競争入札でございますが、2,000万から3,000万未満の工事で実施してございます。参加資格条件は、地域要件といたしまして区内の業者に限って実施しているというような条件もございまして、以上につきましては、区の競争入札参加資格審査委員会で参加資格を決定して、公告しているところでございます。

また、一般的な指名競争入札につきましては、130万から2,000万未満の工事で実施してございます。この場合も、指名理由につきましては、工事の実績だとか東京都の格付、経営事項審査の総合評点などにつきまして指名基準を設けまして、その基準に該当する業者の中から指名をしているところでございます。

それから、次に資料2でございますが、入札契約制度の改革……、恐れ入ります、10ページにつきましてはちょっと差しかえがございまして、差しかえの方でござらんをいただきたいと思っております。

それから、次に11ページになりますが、資料2でございます。これは、これまで進めてまいりました工事関係の入札・契約制度の概要を記載してございます。(1)ですが、透明性の確保のために、平成6年から入札経過調書の公表を始めまして、10年からの予定価格の事後公表、12年からは2,000万以上の工事で予定価格の事前公表を始めまして、15年からは今年度ですがすべての工事案件130万以上の工事案件につきまして、予定価格の事前公表をいたしているところでございます。また、14年度からはホームページを利用いたしまして、入札経過調書や条件付一般競争入札の発注公告、年間の工事発注予定なども掲載してございます。また、14年9月には当委員会を設置したところでございます。

(2)の公正な競争のために実施した改革でございますが、5億円以上で実施しておりました条件付一般競争入札を14年度からは3,000万までに引き下げて、適用範囲を拡大してございます。12ページでございますが、また予定価格を公表したということで、15年度からはすべての工事入札で入札回数は1回限りといたしてございます。

(3)の適正な施工と履行の確保を図る対策でございますが、2,000万円以上の工事では低入札価格調査制度を導入してございます。14年度は対象はございませんでしたが、15年度は既に5件が対象となっているというようなことでございます。また、成績不良の場合の指名停止期間を延長してございます。

次に、不正行為の排除を図るための実施した改革でございますが、業者が入札前に一堂に顔を合わせる機会をなくすために、平成12年から現場説明会を廃止いたしまして、入札関係書類を郵送で送る方式を採用してございます。また、条件付一般競争入札では、申し込みはインターネットによる申し込みといたしまして、入札書も郵送による受付といたしまして、業者が顔を合わせる機会を極力減らしているところでございます。また、談合情報の取扱基準の規程を整備し、明確化を図ってございます。

それから、不正行為にかかる契約解除違約金の設定を行いまして、賠償金としまして、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならないというようなことを契約書に明記してございます。それから、独禁法の違反につきましては、指名停止期間を最長1年から2年に強化してございます。

次に14ページを、別紙2でございますがごらんをいただきたいと存じます。でございますが、平成12年度からの工事契約の落札率の推移をあらわしてございます。方式欄の括弧書きにつきましては、平成14年度からの方式でございます。平成12年度、13年度につきましては、の12、13年度の欄の方式で実施したものでございます。13年度までの入札方

法の詳しい内容につきましては15ページに記載してございますので、審議の参考にしていただければと存じます。

に戻りますが、年度別、金額別の落札率を見ますと、各方式、金額別とも、12年度が一番低い状況になってございます。この中の内訳につきましては、この年度につきまして60～70%台の落札率での入札率が全工事36件あったというようなことで、全工事案件の13.2%がそういった低い入札率だったということで、このような状況になっているところでございます。

につきましては、先ほど説明をいたしました、入札方式を年度ごとにわかりやすくあらわしたものでございます。このような方式をとりまして、13年度から若干落札率は下がっているというような状況でございます。

でございますが、15年度から、見積もり競争を除くすべての工事案件での予定価格の事前公表を行っているという表でございます。

それから につきましては、不公正な入札の排除や工事の品質確保、信頼性・安全確保のためのそういったものを確保するために設定しているものでございます。

次に、ちょっと飛びますが、21ページをごらんいただきたいと存じます。カラー刷りのものでございます。これが23区の一般競争入札の適用範囲等の状況をあらわしたものでございます。黄色につきましては、区内業者の少ない業者を除きまして、区内業者のみを指名対象といたします、杉並区で2,000万以上3,000万未満で実施しております公募型の指名競争入札なども含めた指名競争入札を行っている実施区でございます。

また、一般競争入札を実施していない区は、黄色だけというところにつきましては5区でございます。そんなような状況でございます。赤色につきましては、指名競争入札に区外業者も指名対象としている1区でございます。薄い青色につきましては、区内業者のみの参加条件によります一般競争入札を実施しておりますので、15区でございます。濃い青色は一般競争入札の条件に区外業者の参考を認めています区で、杉並区を含め3区でございます。また、制度的に区外業者の参加を認めている区は、現在のところこの一般競争入札の分での3区でございます。

なお、先日発表されましたが、豊島区では1,000万円以上の工事で試験的に一般競争入札を取り入れるということもございしますが、5,000万円までは区内業者に限るといったような条件をつけるというふうに伺ってございます。そんなような形で、これまで改革を進めてきたところでございます。

長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

会長 ありがとうございます。今、大まかな、杉並区の工事にかかる工事の入札方式というのと、若干の改革に関する分析等を図表等でいただきました。これについてもまたいろいろご質問なりがあるかと思いますが、特にこういうデータですと、個別の案件というよりも制度的なご意見もあるかと思いますが、あわせて議論していただいても構いませんので、どうぞ何なりと、ご質問なり、ご議論があれば、どうぞ。

委員 一つだけ。この落札率のグラフを、今、どっちがいいかじゃなくて、全体的な話をまずするしかないんですが、落札率のその分母になっている、その予定価格の計算はこの数年間はどのようなやり方で変わっているか、あるいは、変わっていないか。

経理課長 基本的には、東京都が持っております積算基準がございまして、そちらの部分について適用してございますので、数字的な部分につきましては、具体的には営繕課長から。

営繕課長 資材価格が下がっておりますので、それぞれ、やはり工事費は下がっている傾向ではございます。

会長 いや、ですから、多分もうちょっと詳しいことをお聞きになりたいと思うんですが、要するに例えば単価が、例えばこの4カ年ですか、4年ですとどれくらい単価が下がっているかということだろうと思いますけれどね。単位、例えば12年を単価を100にした場合に、それはありますか。どうぞ。

営繕課長 ちょっと詳しいデータがないんですが、総合的に大体、年々2~3%ずつダウンしてきているというのが実態でございます。一つ一つの単価はそれぞれやはり上がった、下がったりしているものもございますけれど、総合的にそれ見て、そういうふうに出たものでございます。

委員 例えば、この落札率というのは、分母に対する影響と分子に対する影響の両方があって、入札制度がどうかというのは、分子だけを普通考えて、落札価格が下がれば、落札率が下がるという、だれでもそう考える。しかし、両方から影響しますよね。一たん上がって下がっているというのは、両方の影響があるんでしょうけれど、この三つのグラフを見たときに、そのどっちの影響だというふうに判断されているんですか。

経理課長 先ほどちょっとご説明いたしましたが、12年につきましては、一つの工種で相当60%台、70%台という落札率の契約が多かったというようなことで、全体的に下がってきておるといふ形になっております。ちょっとそこが、なぜそういう、急に60%台の入

札になったかというのは定かではございませんが、そんな実態があったという形でございます。

会長 12から13の変化への分析は、まだ明確にはわからないということですか。

経理課長 実態的にこの分析をしましても、なぜこうなったかというのはなかなか難しいんですね。

会長 いや、多分、ご関心があるのは、これは杉並区だけの現象だったのか、東京都のほかの区、あるいは全国的に同じような傾向であったのかということですね。これがもし杉並区だけの現象であれば、これは少し時間をかけて本格的に分析する必要があるだろうというふうに私も思いますので。そこら辺はご確認されていますか、どなたでも結構ですけど。

経理課長 先ほど言いましたように、ほとんどが舗装の業者の関係での落札率が下がっていたという状況です。その中で全体の中の13.2%、数字を申し上げますけれども、そんなような状況の中の経過があったという形になります。

会長 いや、それはわかるんですけど、それはほかの区でも 東京都全体について見受けられた現象なのか、やはり杉並の特殊性として何らかのファクターがかかってそういう舗装について現象が起こったのかということだと思えるんですけどもね。それはまだ、分析はされていない。

経理課長 ほかの区がこの経過調書を公表していない部分もございまして、すべて分析するというのは、ちょっとなかなか難しい部分もございまして、特異な傾向だとか、その辺まではわかるんですが、それがすべての傾向になるかというのは、数字を集めても、分析の結果どうしてそうなったかというのはなかなかわからないのが実態でございます。

会長 いや、どうしてかはわからなくても、少なくとも杉並区だけの現象だったかどうかということではできるわけですね。

経理課長 ちょっと特定な工種に限っていますので、その業界で何かあったかというような。

会長 いや、疑うわけじゃないんですけど、やはり委員の方がご疑問に思われるのはごもっともなことでして、その制度を14年度から改正する前の方が、逆にちょっと低いところが一時的にあるというのは、どういうふうにみなしていけばいいのかなというのはやはり少し、もしあれであれば、時間をかけて分析する必要、少なくとも価値ぐらいはあるのかなという気はしますけれど、これ以上議論してもあれですけども。どうぞ。

政策経営部長 今回の時点でお話し申し上げられるのは、東京都全体でそうであったのか、あるいは杉並の独自だったのかということで、推測も交えてという話になりますが、恐らく杉並独自の特殊性だと思います。その理由は、今出ました特定の業種の落札率が非常に、60から70とあって、普通、今までの経験則から言うと考えにくい落札率なんですけど、それが特異に12年度はあらわれたということで、全体の落札率を下げているということだけは言えると思います。

委員 ちょっとよろしいですか。そうしますと、このグラフは12年度からしか出ていないけれど、この前もあって、前はまた上の方に戻っているんですか。この11年度や12年度というのは、そういう感じなんですか。

経理課長 12年度はちょっと特殊というような感じに……。

政策経営部長 多分ちょっと、多分というのは、ないので多分になってしまうんですが、そうだと思います。それは、資料としてもう一度確認します。

委員 理解ができるのは、この黒い指名が一番上に来ているというのは、もう一応理解できるんですよ、なぜそうなっているかという順番は。ただ、この赤と黄色が下がっているところというのと、それからひっくり返っているというのは、僕にはちょっと理解ができない。赤の方が上じゃなかろうかなと、常識的には考えたんだけどね。その辺ちょっともしデータがあれば、分析された方がよろしいんじゃないかなという感じがしています。

政策経営部長 きょうはございませんけれど、11年度については資料がございますので、改めてそこら辺は。それはまた、もしよろしければお送りさせていただくとか、そういう取り扱いにさせていただきます。

会長 これは、いずれにしても、もう少し分析はする必要があるとは思いますがね。

それ以外に、ございますかね。特に、全体的な区民の視点から言えば、その件数が云々というよりも、例えばこの最初の の区分で言えば、総額的にどういうふうな区切り方がなっているかという方が大きいわけですよ。例えば、その3,000万以上の工事のシェアとか、トータルの工事契約の総額に対して、この3区分がどれぐらいのレートを占めているとか、そういうことが結果的にこの入札制度の改革が効いてくるかどうかということにも絡んでくるわけで。そこら辺のデータはございますか。

経理課長 資料10に、14年度だけでございますが、集計表でパーセントの方も……。

会長 資料10。10ページですか。10ページ、ありますか。

経理課長 その差しかえた部分の。

会長 差しかえた分。はい、ありますね。

経理課長 別紙1 - 2です。そちらに14年度の集計がございますけれども、そこに金額、件数の区分比率も記載してございます。

会長 いやいや、この金額別のやつもあるんですか。この同じ3,000万円以上というのは、合っているんですね、これは。

経理課長 そうです。これは条件付は3,000万円以上です。公募型は2,000万か3,000万、そういう内訳で見ただければと思います。

会長 ですから、多分この改革のことから言えば、条件付一般競争入札の、件数は別にして、金額がふえればふえるほど節減効果は出てくるということになって、もう一つの地元業者の育成なり保護というのとどうバランスングするかという、これはまた評価との

後ほど若干時間があれば議論したいと思いますが これはとりあえず入り口の費用面の節減をやるということなんです。そういうことも、できたら経年変化等があればと思いますが、いい悪いというような評価でなくて、どういうふうな関係にあるかというのも、もし同じバージョンで、その12、13、14、15というのを分けるのであれば、今まとめていただいたものを経年的に比較して、徐々にその条件付一般競争入札の契約金額のシェアがふえているのかとか、件数はふえなくても金額がふえれば、バランスはできるわけですから。

経理課長 ただ、計画にのっって発注いたしますので、大きな工事がたくさんあるということとか、それによって大分波があるものですから、なかなかその年度化を平準にして、同じ状況になるということにはならないんですけれども。

会長 ですから、移動平均をとって、3年間ぐらいでとるとかいうことをやらないとだめなんですよ、多分長い間のタームを。

ちょっと個人的な意見を申し上げました。ほかに何なりと、どうぞ。

委員 区外業者の入札を認めている区というのは都内に3区しかないんですけれども、杉並区はいつからこれを認めたのですか。

経理課長 これは15ページに、それ以前の別紙があるのですが、13年度までの工事の入札方式が書いてございますが、一般競争入札につきましては、参加条件で区外も入れてございます。ちょっとここには書いてございませんが。例えば一般希望型では1億5,000万から5億円未満ですが、区外業者につきましては、区内業者の2~3割を抽選により参加

させるというような方式で、区外業者も入れてきたという形であります。

委員 これは随分前から、ずっと。

経理課長 これはずっと前からあります。平成6年ぐらいから、やってございます。一般競争につきましては、JV結成 5億以上はJVということになりますので、大手と区内の業者だとか、そういった組み合わせになりますので、大体こういうようなJVにつきましては、区外業者も入っているというふうな状況になってございます。

政策経営部長 これは、平成5年ぐらいですか、ゼネコン汚職というか、かなり大きく取り上げられたときに、たしかそのころに1億5,000万以上と。1億5,000万以上については一般希望型とか、いろいろ書いてありますけれども、条件付一般競争入札も含めまして、1億5,000万以上については区外業者も参加させていこうということで行って、そして3,000万以上にしたのが14年度ということになります。

経理課長 今の基準で言いますと、3,000万以上1億5,000万につきましては、区外業者がおおむね1割、最低2社を入れると、3,000万から1億5,000万の工事についての条件付となります。それから1億5,000万から3億円ぐらいにつきましては、おおむね区外業者は3割まで入れる。それから5億円以上になりますと、無制限で入れていくというような考えで。

委員 3億円ずつ。

経理課長 3億円以上ですね。一応無制限で、区外の業者も、希望があれば入れていくということになります。

委員 区外業者というのは、制限があるわけなんですね。

経理課長 そうしませんと、やはりどうしても区内業者の育成という部分も区は持つてございますので、区内業者に優位な部分も若干果たせるというようなことは当然ながら配慮せざるを得ない部分もございまして、その部分については区内業者をなるべく多くしようというような形では配慮しているところでございます。

委員 そうすると、14年度から3,000万以上の案件についての区外業者へ納入させる参加を認めたといっても、発注総額の1割なんですね。

経理課長 そうですね、最高で1割。ですから、区内業者が20社来れば1割ですから2社、区内業者が30社来れば1割ですから3社と、そんなような形です。

委員 それは社数なんですか、金額ではなくて。

経理課長 ええ、金額じゃなくて、申し込みの会社の数の1割ということですよ。例えば10社が来ればその1割ですから1社ということですけど、区外は2社を最低入れるという



ことですから、2社までは抽選で入札に参加させるという形の手続をとれるわけです。

委員 じゃあ、落札するときは、全部、区外業者が落としてしまう可能性もあるわけですね。

経理課長 あります。当然ながら、入っています。

委員 僕、前に資料を送っていただいたときに、そのときにもメールでもご質問したんですが、実は何割とかいっても、何社というのがすごく大事なんです。しかし、何割の前に何社がそれぞれ入札に参加しているのか、全然、資料でわからなかったんですね。

経理課長 きょうの、抽出していただいた中には、経過調書等全部ございますので、一応それで、全部で何社出たかはございます。次のときには、十分その辺の資料もつくっていきたいと思います。

委員 僕の経験からしても、相談できる範囲というのは、10社ぐらいだと比較的相談しやすいわけですね。ところが、20とか30になると、これはもう市場の原理が働いて相談できなくなる。そういう経験則があるので、競争条件というのは、あるところまでいくと、本当にぱっとはね上がるんですね。そういう意味では、何割といっても余り意味がない。小さいところで何割といっても、ですから、何社かをぜひ伺いたかったんですが、これでわからなかったものですから、本当は、それを知りたかったんですね。これの中で、何社が実際には入札したのか。

経理課長 大変失礼いたしました。次回の資料につきましては、ちゃんとつくったのを出して、資料の調整をしていきます。

会長 そのデータはあると思いますね。そういうことで、談合があったかどうかということ进行分析されている方もおられますけれど、なかなかこれも地域差があって、参加社数が多いからうまくいっているわけでもないのもあって、難しいので、ただ少なくとも全体的な状況を知るには、そういうデータがないと議論できないですから、ちょっと後でも申し上げます。我々いただいている事前情報がちょっと不足なんですね。これをぱっと見て審議しろと言われても、責任ある審議がどこまでできるかというのは、確かに若干不安なところもあるんです。それはそれで、いたし方ないということで。あとご質問等がなければ、どうぞ。

委員 すごく基礎的、基本的な、技術的な問題で申しわけないです。「公募型指名競争」というときには、指名するのは何社ぐらい。

経理課長 基本的には、今までの経験ですと、申し込んできた方は、ほとんどその参加

資格条件に合っていれば、例えば経審の点数は何点だとか、そういった条件をつけていますので、そういった条件に合っていれば、すべて指名しているのが実態でございます。

委員 じゃあ、もう事実上、一般競争入札とほとんど変わらないですね。わかりました。あと残りの、普通の指名競争という、2,000万以下ですか、ここはもう……。

経理課長 ここは一応基準がございまして、例えば建築の250万以下であれば、DクラスだとかAクラスだとか、クラス別に分けてございまして、都の格付だとかクラスだとか経審の点数だとか、いろいろと基準があります。そういった中での該当するところを選んで指名をするということになります。

委員 ここは、社数は大体何社ぐらいなんですか。

経理課長 そちらは、きょう席上にご配付させていただいた資料で、建築から主な業種別の業者登録一覧表というのがございますが、これが全体の業者数でございまして……。

会長 資料6でしょう。資料6ですね。

経理課長 席上で配付いたしました。

会長 資料6番。

経理課長 資料6です。資料6でございますが、現在の業者数は、これだけ数があって、ただこの中にも、当然ながら、都の格付のA B Cクラスだとか、いろいろと業種によって形態が違います。全体の数はこれだけございます。区に登録している業者というのは実は85種 ほかにもいろいろな工事があるんですが あるんですね。その中で、実態的に今まで指名をしているというのは、区の場合だと19業種ぐらいなんですね。年間19から二十数業種。杉並区の場合、そんなに大きな、いろんな業種を出せませんので、そのような形での発注になるというような状況です。その業種ごとにさまざまな格付をしているところがございます、主に格付等でやっておりますのは、道路舗装、それから一般土木、建築、電気、給排、空調、造園と、ここに書いてございますが、これにつきましては、きちんと格付した数を持っている。その他につきましては、数の発注が年間1件だとか2件だとか、数が少ないもので。それと区内業者がほとんどいないという業種も中にはございまして、そういった場合は区外の業者から選ばざるを得ないというような状況になってございます。

委員 例えば、1業種で造園の工事をやるときには、普通その入札に参加する指名業者というのは、何社ぐらいなんですか。

経理課長 これは、金額によって若干の幅を持っております、例えば2,000万から3,000

万の場合は7社から20社、それから1,000万から2,000万の場合は6社から15社、それから500万から1,000万までの場合は5社から10社というような数です。

委員 それをちょっと知りたかったんです。ありがとうございました。

委員 今に関連するんですけれど、経審とか都の格付とか、そういった条件を満たした中で、今の2,000万から3,000万は7社から20社というお話だと思うんですけれど、これは区の方で指名をするということですから、その条件を、客観的条件を満たしていても外れてしまう業者がいるということですか。

経理課長 指名の場合は必ずそれを確認してから指名をしますので、そういうことはございませんが、公募型で一応格付だとか、そういうのを公告して、それに合っていない方がたまに申し込んでしまった場合につきましては、それは指名はできないという形になっています。

委員 そうしますと、金額で上限の会社数を今言われていましたけれども。

経理課長 これは、今は指名競争入札の場合の数を申し上げましたので、公募型指名の場合につきましては公募型ですから、その資格が全部合っていれば、すべてを指名するというような形でございます。2,000万までの指名競争入札の場合の業者数の数を今申し上げたということでございます。

委員 ええ。それで、1,000万から2,000万円は6社から15社ということですから、経審とか格付で条件を満たしている分について、仮にそれより数が多かった場合には、区の方で指名をするということですか、業者を。

経理課長 すべてということじゃないんですけれど、状況に応じて、その範囲の中でこちらの経理課の方で選んで、例えば手持ち工事があるだとか、そういったこともちょっと配慮したりするようなこともございますが、そういった形で選んで、ある程度の数を選択するというような形でございます。すべて対象になっているから、すべての工事にすべての業者を指名するということは、指名競争入札の場合はやってございません。同じような工事が何度も出る場合もございますので、そういった場合なんかはやはりある程度ばらけさせるということも必要な部分もございますので。業種の多い部分とか少ない部分とか、ちょっとなかなか、その業態にもよりますけれども、そういった中で選んで指名している状況でございます。

会長 よろしいですか。若干、いろいろ時間の点もあるようですが、これ、個別のやつでご説明いただいて審議に入った方が、より具体的な議論ができると思いますので、この

資料に基づいてお願いできましようかね。

経理課長 きょうは、7本、選択してございます。1から4までが指名競争入札で、5番が公募型でございます。15年度審査対象入札関係資料というのをごらんいただきたく存じますが、まず最初に……、これ、上から全部やっていったらいいですか。

会長 どうぞ。

経理課長 最初に1ページでございますが、高円寺中学校の屋内運動場及び校舎耐震補強の給排水衛生・換気設備工事でございます、これは本体の工事が議会案件という形の中の附帯工事でございます。

恐れ入りますが、最初に2ページをごらんいただきたいと存じますが、工事概要で、これは結果で既に会社名が入ってございますが、結果の部門での工事概要書でございますが、給排水の衛生設備工事という形でのものです。

それから、この指名の基準が3ページに記載してございますが、指名競争入札という形で杉並区に業者の登録があること。それから、管工事での最新のものは500点以上であるということ。それから、判断を行った基準といたしましては、指名の状況だとか受注の状況、それから官公庁工事の実績の有無、それから発注工事の成績等を考慮して、1ページに戻りますが、その中から、この場合は14社を指名したという形でございます。

1ページ、3回入札をいたしまして、これは14年度でございますので、まだ2,000万までは、1回の入札ということではございませんでしたので、3回入札を行いました、落札をしなかったということで、予定金額に達しておりませんので、一番低い金額の業者と交渉を行いました、記載の金額で契約をしたということで、施行令の落札者が不在の条項に該当いたしまして、「随6」と書いてございますけれども 施行令第167条の2項第1項第6号ということで随6とよく呼びますが そういう形で契約をしたものでございます。

とりあえず、全部説明させていただいてよろしいでしょうか。

会長 はい。

経理課長 4ページをごらんいただきたいと思えます。これも指名競争入札でございます。

障害者福祉会館の内装改修その他工事でございます、先に5ページをごらんいただきたいと存じますが、これが工事概要でございます。2階の廊下、3階の廊下等の塗装その他の工事でございます。それから非常階段等の塗装等も入ってございます。この指名につきましては6ページに記載してございますが、区内の登録業者であること。それから、経営

事項審査600点以上1,000点未満のもの。都の格付D級のクラスであることの中から、先ほどと同様な形での指名判断を行いまして、4ページに戻りますが、27社の中から8社を指名したという形でございます。

それから7ページ、これも指名競争入札でございますが、高南中学校の屋上運動場屋根改修工事でございます。

8ページに工事概要書がございますが、屋根の防水シート工事でございます。指名基準につきましては9ページでございますが、先ほどと同様な基準で、金額的に同様な基準になります。27社の中で都の格付Cクラスという形の中で選んだものでございます。その中で、7ページに戻りますが、7社を指名したということでございます。

10ページでございますが、これも指名競争入札でございますが、路面の改良工事（R-18）でございます。

11ページをまずごらんいただきたいと存じますが、工事概要でございますが、道路の舗装の工事でございます。道路延長、幅員、面積等も記載しているところでございます。それから、12ページが指名の条件でございますが、区内業者であることと、経審の点数が舗装で650点から900点未満、土木一式の工事で700点から900点未満を有すること。それから、東京都の格付C級以上を有すること、というような中での判断でございます。

10ページに戻りまして、その中から10社を指名したものでございます。結果は表のとおりでございます。

13ページでございますが、公募型の指名競争入札でございます。杉並第一小学校外9校の天井扇の取付工事でございます。

これは15ページをごらんいただきたいと存じますが、公募制でございますので、こういった入札の希望につきまして、申し出を受ける形になってございます。この申出資格につきましては、資格の審査委員会で決定した区内業者であること。電気工事に登録をしていること。電気工事A級またはB級を有するもの。それから、700点以上の経審を有するものというような形での記載をしてございます。また、留意事項の3にございますが、入札時に積算内訳書を提出するというような形の条件もつけているところでございます。工事は扇風機の取り付けでございます。

13ページに戻りますけれども、13、14ページで22社の参加の申し込みがあったというような状況の中で、4番目の業者が落札をしたということでございます。

それから18ページ、これは条件付一般競争入札で、橋梁耐震補強工事でございます。9

社が参加してございますが、条件付一般競争入札ですから、ホームページで公告をしております。ホームページと経理課の掲示板を利用して公告を行っているものでございます。これにつきましても、この参加資格条件につきましては、競争資格審査委員会の中で決定をしているものでございます。

ここでは区内と区外がございまして、参加資格条件の5番目でございますが、区内業者につきましては、次のア、イのいずれかの条件を満たすものという形になってございまして、経審の関係で舗装が750点から1,200点、土木一式が800点以上1,200点未満、それから東京都格付A級、B級を有するものというような条件をつけてございます。それから、(2)で、道路舗装工事において契約の実績があるものというようなことを、準区内業者につきましても条件をつけてございます。

区外業者につきましては、アかイのいずれかの条件を満たすということで、経営事項審査の点数が舗装800点から1,300点未満、土木一式が850点から1,200点未満を有するもの。東京都の橋梁のA級、道路舗装工事のA級を有するもの。どちらかですが、有するものという形になってございます。この中で、区内参加業者数の1割（最低2社）が抽選により入札に参加できる。金額によって、そういったような条件をつけているところでございます。それから申し込み方法でございますが、こちらの方ではインターネットから申し込む、それからファクスで申し込むというような申し込み方法をとってございます。

それから、20ページをごらんいただきたいと思いますが、上から4段目でございますが、入札方法でございますが、条件付につきましては、郵送による入札を行ってございます。入札は1回で、再度入札は行わないという形でございます。これが公告をした入札の参加資格条件でございます。21ページには、工事概要がございまして。

それから、18ページに戻りますが、その結果、申し込んできた会社が結果として区外がいなかったということになりまして、杉並区の業者が9社申し込んできたという形の中で入札が行われたものでございます。

それから、最後になりますが、22ページでございます。

先に23ページをごらんいただきたいと存じますが、これは金額から言いまして議会案件で、議会の議決の必要な工事案件でございます。条件付一般競争入札でJVの発注方法、上から6行目ですか、発注方法のところ、建設共同企業体というジョイントベンチャー方式を採用してございます。それで、ジョイントベンチャーの結成方法でございますが、2社による自主結成という形の条件をしてございまして、2社ですから主と従がございまして

て、出資比率は上限70%と下限30%というような形をとってございます。

それから、区内の参加の資格でございますが、第1位の構成員になれる者につきましては、総合評価850点以上A級またはB級を有する者。それから2位の構成員になれる者につきましては、この場合は建築でございますが、700点以上を有して、A級またはB級、C級の東京都の格付を有する者、としてございます。区外業者につきましては、出資比率第1位の構成員になれる者につきましては、経審の点が1,050点以上1,300点未満、東京都格付Aクラスという形にしてございます。それから、出資比率第2位の構成員になれる者につきましては、経審の点数が900点以上1,050点未満かつ東京都格付のAクラスという形で、申し込み方法は先ほどと同様でございます。

工事概要につきましては25ページに記載のとおりでございます。22ページに戻りますが、入札経過調書でございます。その結果、11の建設共同企業体の申し込みになってございます。11番には港区の業者も入っているというような状況でございます。結果として、杉並区にあります渡辺・江州建設共同企業体が落札をしたというような状況になってございます。

以上、雑駁でございますが、委員の皆さんからご提出いただきました案件について、ご説明いたしました。

会長 ありがとうございます。

まず、審議に先立ってご質問等があると思いますが、あるいは、もう少しこれについて教えてくれとか、どうぞ何なりと。これ、順番は1ページ目から特にやるということではなくて、とりあえずご質問は各自、どういう方向からでも。どうぞ。

委員 一つだけ。条件をつける入札に、その条件というのをどんなふう考えているかで、ちょっと気になったのは、その19ページに契約実績というのがあります。これ、条件とおっしゃいましたよね。一般的に、条件付のときには契約実績を条件に入れているんでしょうか。

経理課長 この場合は……。

委員 さっき、いろいろな区分がありましたね。一般競争で条件付というのは、かなり数は多いと思うんですね、件数としても。そうすると、この実績というのは、大体その条件の中に入れるものなんでしょうか。

経理課長 この場合、東京都の格付だとかを持っているところは、ほとんど公共的な工事を受注している業者が多いんですね。

委員 いや、杉並区との契約実績という、その過去どこまで見ているかというのを伺いたいところなのですが。

経理課長 杉並区の契約実績になりますと、区外業者がほとんど参入できないというような状況になりますので。

委員 だと思えますね。ですから、僕は.....。

経理課長 ですから、ここではつけていないという形になります。

委員 いや、ここに杉並区との契約実績を有することが入札参加の条件になっていますと、これは事実上、一般と言っても、この条件って、かなりきついと思うんですよ。新しく入ってくる方は来れないわけですから。そういう意味で、条件付一般競争入札の、その条件のつけ方によっては一般じゃなくなっているという状態になるんじゃないかと、僕はそういう危惧をしているわけです。

経理課長 区内業者につきましては大体杉並区と契約実績があるということで、そういった工事实績を見ることもやはり必要という形で、ここに条件をつけて。

委員 ただ、実際には、そんなに過去の実績のある会社って、ないですよ。

経理課長 一応、今登録されている方で、新規登録業者以外はほとんど実績はございます。ただ、金額にはいろいろ差はありますけれども、大体の業者はある程度できると思えますが。

委員 それは、何年ぐらいまでさかのぼって実績を見ているんですか、この場合の契約実績。

経理課長 過去5年ですね。

委員 5年という、そんなに契約がとれないと思うんですよ。だって、いつも競争に参加して、10社でやっても、そのうちの1社しか落ちないわけですから、5年さかのぼっても1回もとれないという会社はかなりあると思うんですね。

経理課長 これは舗装の関係の部分になりますので、ほとんど大体、とっていますね。5年間たちますと、何らかの工事は受注しているような状況になると思います。

委員 ちょっと、それと、そもそもこの契約実績を置くということ自体は、結構厳しい条件じゃないかというのが私は感じているところだし、しかもまた、契約実績をどうしても条件につけなくちゃならないという理由も、よくわからないでいるんですよ。実績がないとやらないかというわけでもないわけだし、ましてや、ほかの区で実績があれば能力的にはあるわけで、大体、実績というのは、能力があるかどうかをいわば傍証するために



それを出しているわけですが、ほとんどその実績を見るということが、どういう意味があるのか、私はよくわからないんですよ。実績を条件に入れるということの意味が。

経理課長 工事の質の確保だとか、そういった部門でやはりやっていた方が、安心とか当然あるわけございまして、一応仕様がありますので、それにのっとってやっていただくことという。

会長 それだけじゃ、説得力に欠ける。杉並以外のところで実績があれば別にいいわけですから、それはならないと思うんですけど。

委員 ええ。

会長 ただ、むしろ気になることは、過去5年間で大体ほぼ実績があるということ自身の方が逆に問題だと思うんですよ。だから、その5年ということが、そういうことで決まったようなところは別にして、それは今のご指摘は重要な点だと思います。それ以外に何かここで、ありますか。どうぞ。

委員 すみません。指名の業者の方の、指名競争入札の指定条件というところで、経営事項審査総合評点とか、そういうところで何点以上何点以上ということ、あと格付がD級、B級とかC級とか、それぞれの工事によって、多分、区分……、これは工事の業種によって規定が変わって、もう杉並区の方であるんでしょうか。それとも、その……。

経理課長 東京都の格付は、A B C D Eクラスまで、それから格付なしという会社と、それから、東京都に登録していなくて区だけに登録しているという会社も当然ながらあるわけです。そういう意味では、7区分に、ポイントがなっております。

委員 その区分があるのはいいんですけども、この工事に対してはこの点数とか、その点数分のラインが違いますよね。それぞれの工事によって……。

経理課長 これは、年度ごとに工事発注基準というのを定めておまして、そこに、金額に応じて、何点以上だと幾らまでの工事だとか、そういった基準を定めております。

委員 金額と工事の規模によって点数が変わる。

会長 これも、やはり資料が必要ですよ。その資料がないと、我々チェックのしようがないですよ。それで、この例えば点数を変えると業者がどれくらい変わってくるのかということもあれで、それは来年度からでもいいんですけども、その件数、もともとこれ、どこかでお決めになったとすると、この区の基準というのは議会にかけられるんですか、こういうことでやりますということは。

経理課長 これは議決案件ではございませんので。

会長 いやいや、基準についての議会の統制はないわけですね。

経理課長 これは、契約金額が今1億5,000万円以上につきましては、ということですね。

会長 いや、それは承知していますけれども。

経理課長 これにつきましては……。

会長 ない。議会の統制はかからない。要するに、自由に、区の方で、行政の方でお決めになればいいということですね。そうすると、余計、こういう工事の場合には、これこれこれというのがやはりそれなりに妥当かどうか判断はしませんが、それに適合しているかどうかということは、これだけだとわかりませんよね。それとあとは、この条件を変えていくとどれぐらい業者が変わってくるのかということも、競争を確保する上で非常に微妙な問題がありますので、それはもう少し政策的なマターだとして、今、来年度以降の課題としては、こういう経営事項審査総合評点と工事の関係と、この評点とその区内業者のランクづけの関係ですね。こういう点数に、こういうふうに張りついていますと。そうすると、おのずと決まってくるわけですから、やはり区内業者の一覧表のところ、工事種別ごとに、都のランクづけのAから 何段階か私は知りませんが それと経営の総合評点がどういうふうになっているかというのがやっぱりないと、ちょっとほかの委員の方もあれだと思います。

そのほか。どうぞ、委員。

委員 先ほど言われた今の件なんですけれど、何百万から何千万までは何社から何社と区切っているんですけど、そこに入る点数を750点だったらちょうどその枠におさまるかなとか、そういうことで決められたわけではないんですか。

経理課長 業者数が、その業種によって違う部分ということがあるわけですし、一応その幅は持たせてあって、その中からその基準に応じて、例えば建築の場合なんかは業者数が多いですから、そういった部分では抽出になりますけれども、少ない場合については全社指名という形になりますし、そこは、業種によって、いろいろとばらばらでございますね。

政策経営部長 ちょっとよろしいですか。先ほど申し上げた何社というようなことと、それから点数ですね。この金額には、その経審事項で何点というのは、基準はございます。我々、内部規定ということで、その契約を発注する経理課の考え方としては持っております。

会長 それが必要だと思いますね。と申しますのは、特に気になるのは、上限を設定さ

れているのと上限がないのとがあるわけですよ。上限を設定するということは、おのずと、もう、そのある範囲の業者ということに限られるわけですね。普通、競争を完全にするためには、一定以上はどうぞ来なさいというのが公正な競争なわけですから、それを意識的に、ある案件については、「未満」と条件を設定されているのと、設定されていないのがあるわけですね。そうすると、もともとそれは、区の方でそういう方針だということのなら、それはそれでまたわかるんですが、その辺の政策判断は我々しませんが、だから、そこら辺とりあえず、どのような区分になっているかということの情報がないと。そうすると、これはやはり区内業者保護的なものと、もともと目的がちょっと入っていますよというのは、それはそれでいいと思うんですが、そのデータがないと、何で、あるものは未満になって、あるものは何々以上になっているかということがわからないですね。

経理課長 今回の発注基準でございますが、ちょっと今、データがなく大変申しわけなかったんですけど、一応、競争指名参加資格委員会にかけて、そこでの中で決めているという形を、今はとっております。

会長 それはそうだと思いますけれども。

どうぞ。

委員 経営事項審査総合評点というのはどういうふうな基準で決まってくるのですか。

経理課長 受注高だとか、それから職員の数だとか、それから専門の工事監理員がどのくらいいるだとか、それから社会保険にちゃんと入っているだとか、そういったようなさまざまな基準があって、そこで総合的に評価をしている形になると思います。

委員 工事の質ではないんですか。

会長 格付の……。

経理課長 格付ですから、これは経営状況ですね。そこで、売上高の多いところは、やはり当然ながらそういったランクは上になっているという、公共工事の全体的な売上高が高いところは、経審的には高くなるというふうな形になりますね。

政策経営部長 国交省の外郭団体で格付機関がございまして、そこで審査をするという仕組みになっております。

委員 工事の質で、いい悪いで、仕上がりを見てチェックをするということで、評価をしているわけではないんですね。

会長 最近では若干入っているかもわかりませんが、それは主たる要素ではないわけですね。

経理課長 工事の完工高だとか技術職員数、それから自己資本額だとか、雇用保険の關係にちゃんと入っているか、職員に対して、そういった制度的にきちんとやっている会社だとか、それから営業年数だとか、さまざまな部分を評価するというような形でございませぬ。それを点数づけするという形で。

委員 それだと、でも、マーケティングが上手だと全部の指標がよくなって、工事の質には余り関係ないですよ。

経理課長 なかなか、この部分で必要な部分って、ちょっと少ないかもしれないですね。全体的にやはり工事完工高が高いと、評点的には35%が工事完工高が評価されますので、そういった中では。

委員 わかりました。これは多分、建設業界の風習なんでしょうね。

会長 いやいや、そうじゃなくて、インプット統制なんですよ。インプット統制。

委員 すみません。全然わからないもので。ちょっと、幾つか質問してもいいですか。

会長 どうぞ。

委員 指名競争入札のときは、だれが入札に参加をしたのかというのは、業者間で知り得るのでしょうか。

経理課長 これは、昔は現場説明会って、一堂に会して、事前に呼んだんですけれど、今はそれは全くやってございません。すべて郵送で送ってしまうという形 図面だとか、そういったものにつきましても郵送方式でやっておりますので、当然その入札の前にこちらに来て顔を合わせるといことはございません。

委員 そうすると、指名競争入札のときは、すべて郵送で行われている。

経理課長 指名も公募もすべて、条件付も、郵送の部分もありますし、特に条件付につきましてはすごく書類が多いものですから、図面はコピー屋さんにとりに行ってもらうというような形もやってございます。

委員 この15ページに、申出受付場所が契約担当カウンターの受付箱に投函となっているんですけれど、これはどういう形なのですか。

経理課長 これは、公募型につきましてはまだホームページでやっていませんので、この期間内に、経理課の中にそういった申出の箱がございまして、そこに申込書を入れていただくというようなことで。

経理課長 では、これは見ていればわかるわけですね。

経理課長 今はそうなんです。ほとんどそういうことはございませんね。そこで、待

っている方はほとんど……。

委員 あり得ない。

経理課長 すぐわかりますけれどね、こちらでも。

委員 目の前なので。

経理課長 しょっちゅう来ている人は、目の前ですから、そのままずっといる方というのは、まずいませんので。やっぱり同じに区内で鉢合わせしない限りは、ここでは……。

委員 業者同志が会うことはあり得ないわけですね。

経理課長 ただ、同時に何本もやる場合もありますから、どの工事に申し込んでいるかはわからないということもありますね。

委員 今は、そうすると、指名競争入札でやろうと、あらゆる入札の形態で、お互いにだれが入札に参加しているかというのを業者は全く持っていないと理解していいですか。

経理課長 そう理解していただければ。

委員 例えばこの杉並第一小学校の天井扇取付工事とか、路面の道路舗装とか、そういう舗装をやったときに、何年か前に同じ工事がありませんか。その、もとの参加した業者というのは、再び参加、入札参加はできるんですか。

経理課長 これは、ちょっとそこまですべてをこういった小さな工事で、我々確認はちょっとしておりません。

委員 ざっと入札金額を見ると、入札できているのは、不思議にそろった数字のところで落ちていることが多いんですけども。例えば、この1ページのところで、工業というところが1回目の入札で1,800万で、ちょうどゾロ目ですね。2回目で今度1,700万に落としてきて、これも一番切りがよくて最後も1,650万と、ちょうど切りのいい数字で落としている。ほかのところも そうじゃないケースもあるんですが、こんなに数が少ない中にありながら、例えばこの13ページの工業もそのちょうど2,400万という切りのいい数字で入札ができていますし、それから、最後の22ページのところの××建設共同企業体も、ちょうど3億4,000万円と、一番切りのいい数字で入札ができていているという、ちょっと数字だけを見ると、何かやや不自然だなという感じを受けたんですが、こういうのは普通なんですか。

経理課長 この場合はこんなような形で、事実としかちょっと申し上げられないんですけども。結果として、こんなような状況ですね。すべての工事でこういうきれいな数字だという形にはなっていないと思いますが。

委員 もし、普通一般的に価格の自由な競争が起きると、こういうきれいな結果で落ちるとするのは、やや、こんなに比率の高い数字で出てくるというのは、余り考えられないなという、ただ印象論なんですけれどね。区民にこれを出したときにみんな同じ疑問を抱くのではないかという感じを、単純に素人として抱いただけです。

経理課長 これの経過調書につきましても、ホームページで既に全部出しておりますので、区民の方はいつでも見られる状況になっております。

委員 そういう意味では、もっとこれ、不思議だと思うのは、この入札経過調書の1番を最初にとった業者が……。随6契約は全部なんです。1番がずっと1番なんですよね。2番以降は全部順番が違っているんですよね。それで、ちょっと気になって、これはホームページで見れるものですから、給排水・衛生工事が一番随6契約が多かったものですから、最初にいただいた14年度工事入札結果一覧表に、19件、給排水・衛生という業種がありまして、そのうち随6契約が10件あったんですね。これ全部、ホームページで見たんですけど、随意契約10件は、すべて落札者は1回目の入札金額から全部1位を維持していたんですね。それから落札回数が2回目、3回目というのが3件、5件あったんですけど、これもすべて、落札者は順位1番をずっと、2回目に落札していれば、1回目も1位だった。3回目に落札していれば、1回目、2回目、3回目も順位1番だというような状況だったんですけど、区としてはどのようにこの結果を考えていらっしゃるでしょうか。

経理課長 指名競争入札という形で、この14年度までにつきましては、2,000万につきましては予定金額を事前に公表していなかったというようなところがございまして、今年度は公表していますのでこういうようなことはないわけですがけれども、結果としてこういうような傾向があるというのは認識しているところでございます。

委員 今、残念ながらというか、予定価格を公表しているので、こんなことは、何度かやって1位が決まるということはないわけですがけれど、原価交渉とか出ないわけですがけれど、1番の順位だけ変わらないで、ほかの順位だけはどんどん変わっているというのは、やはり偶然の一致とはちょっと、私が見たのはこれだけ、給排水・衛生だけですがけれど、その18件について全部そうだったものですから、ちょっとやっぱり、こういったことに関しては区としても十分認識されて、対応を考えなきゃいけないんじゃないかなというふうには思ったんですけども。

会長 それは、大体談合のパターンとしてはそれに該当するんですけど、ただそれをもって談合があったというのは、なかなか言いにくいんですよ。ただ、談合の裁判とか

いろいろ、公取のをごらんになれば、まさしく委員がおっしゃったとおりでして、基本的にはそういう環境というか、傾向には大体あるんですよね。ただ、それは大体今でも言われているのは、その落札比率が95%以上のものというのは、談合があったという説が大体濃厚ですからね。それはそうだというんです。ただ、我々は、それでもって、推測でもって物を言えないものですから、やはりそこはむしろそういうことではなくて、そこに談合がなかなか起こらないようなシステムをどうやって構築していくかということに、制度改善をやっていくほかないわけで、それはむしろ公正取引委員会なり、あるいは別の方の視点だと思いたしますが、いずれにしても……。

それ以外に、どうぞ。

委員 そういう意味では、できるだけ、杉並区は23区内で競争入札を非常に推進しているというような立場、23区内では特に、ということですね。区外業者を入れているとか、一般競争入札の下限が3,000万とか、そういった意味で頑張っていらっしゃるように見受けられますので、透明性・競争性・客観性の確保という意味で、またそれをさらに上回って、こういった不信感を抱かせるようなことがないように、一般競争入札の条件を下げるとか区外業者の数をふやすとか、そういったことで検討の必要性があるんじゃないかというふうに、これについては思いました。

委員 例えば資料6に登録業者一覧表で数が出ている状況、これちょっと、僕は数字的に小さ過ぎると思うんですよ。これ、東京全体の業者数ですか、例えば区内は杉並区内の業者で、区外は、これ、東京23区。何かちょっと全体……。

経理課長 これは、杉並区に登録している区外の業者ということですよ。ですから、東京都全体ですと多分1万2,000~3,000件になると思うんですけれども、区外の業者で杉並区の入札に参加するための申し込みをしていると。そういうことです。

委員 杉並区独自のその入札参加の、何ですか、登録業者表というのがあるんですか。それでないと、もう参加できないんですか、そこに載っていないと。

経理課長 そうです。最初に申し込みを、そういった、いろいろと経営審査……。

委員 じゃあ、そこに、例えば僕が頭に描いたのは、東京全体にはものすごくたくさんの業者がいるはずなのにこの表自体が随分少ないから、もう入り口で少ないなと思ったわけなんです。そうすると、東京都の方に登録しているような方がどうして杉並区の方には今度登録しないんですか。

経理課長 地理的に遠いだとか、当然ながら杉並区にしょっちゅう入札には来れないと

か、いろいろありますね。そこで、杉並区の部分については入札を申し込まないという業者も当然ながらあるわけですが、電子入札の關係のシステムができて、一括してそれで...。今の状況では、ばらばらに全部の区に行かないと登録ができないんですね。それを一括して登録するようなシステムを今考えてございますので、そういった中では、単純にどこを選べば、区さえ選べば登録はできるというような状況にはなってくると思うんですが、今、現実的に、各区の指名の参加の日時のときに申し込みに行かない限りは、登録はできないという形になってございますので、結果的にこんな形でございます。

委員 まず、ここから膨らませないと、競争条件がもう入り口で狭くなっているから、広がりようがないという感じなんですね。ですから、ここを例えば東京に登録している業者ならだれでもいいですよぐらいの広さがないと。東京都の登録業者数って、何万人といますでしょう。

経理課長 1万2,000~3,000ぐらいです。

委員 ああ、そうでしたかな。そのぐらいの母数がないと、いろんな、一般だの何だのといっても、まず入ってこれないということになる。そこが一番僕は問題だと思うんですね。だから、もしこれが多分、この間いただいた中で、それぞれのところの入札参加者数がわかると、僕は不思議に思うんですが、大体その経験的に課長さんのあれで、入札参加数の数って、不思議なことに、どの種目をとって大体6社から15社ぐらいに入るでしょう。

経理課長 やはり事務的な作業もあって、若干のずれとかはありますね。

委員 いや、ですから僕はいろんな条件や何やらやって、特にさっきのAランク、Bランクだとかいうのを選んだり、あるいは過去の契約実績だとか、いろんなことが項目してあると、結果的にその担当課で、例えば30、40応札が来ても、結局そのときにどこをその条件に入れようか、入れまいかというのを結構裁量で決まる部分がかかなり多いと思っているんですよ。それは、最終的に何かというと、10社ぐらいだと。事務作業がまあまあ対応できるかなというようなところになる。これは経験的なことだから、僕は立証はできませんけれど、そういうふうになりがちだということです。ですから、裁量の余地がないような条件になっているけれど、実はその中にもまだ随分幅があるから、事務作業的なところというのが実態的には最後の決め手になってしまって、じゃあ、10ぐらいなら何とかというので、結局その入札者の事情じゃなくて、発注者の事情ということが結構影響しやしないかということが一番気にしているんですよ。



経理課長 そういった意味では、年度の当初に一応の指名の基準を決めておいて割振るというような形では対応はしてございますが、業者の数も、やはりバランスもいろいろありますので、そうしませんと、逆に言うと、同じような同種の工事が何本か出てまいりまして、全社をすべて指名というような形にもなりかねないので、それが果たしていいかどうかという部分は別の議論があるかと思うんですけども、すべての業者 ここに書いてある業者を工事ごとに全社指名するというような形になってしまいますので、またそれもどうなのかなという感じはしているところなんです。

委員 それに関連してなんですけれど、基本的に区内の業者保護というのはどこの区でもやっているの杉並区もやりますということであれば、どういう価格で工事を発注するかというのは、その区内の業者をどこまで保護するかという物の考え方に依存するということですね。ほかの区よりも高い値段で工事を発注して区内の業者を保護すれば、区内の業者はほかの区よりも手厚く保護されるわけですよ。そういうことをまずどう考えているのかということが一つ大前提としての質問です。もう一つは、区内の中でも競争力のある業者とそうではない業者とがあると思うんですけども、自由な競争を認めて、区内の中のその強い業者が安い値段で受注をするのを区民の負担軽減のためにすべて認めていくのか。それとも、やはり零細業者の保護を考えて、区内のどんな業者でも一応生き残れるだけの工事発注量を割り振るという考え方を基本的にとっているのか。その2点について、ちょっとお伺いしたいんですけども。

経理課長 区内業者の育成につきましては、やはりどこの区でも、当然ながら、今おっしゃったように経済振興策もございまして、税金を使ってやる仕事ということもございまして、その辺の育成の部分については配慮をしていくところ、強く配慮している部分と、杉並の場合なんかは割とそういう点ではオープンで、競争力を高めてやろうと。そういう意味では、区内業者の育成も必要ですけども、やはり当然ながらそれには競争性も必要という形で、このような制度を他区に先駆けて実施をしているというようなところでございます。

それから、競争力のあるところ、経営状況がよいとか、それから工事の成績がいいところというような業者に、随契の形で指名ができれば、割とやりやすい部分があるんですけども。やはり競争入札でやるとなりますと、当然ながらそれなりの実績のある部分については、選択して信用していくようなことを今とっているところでございまして、特定の業者だけ、そこがいいからといってこのように集中的に発注するということは、なかなか、

今の制度の中では難しいのかなというふうに思っています。

委員 そうすると、満遍なく工事を発注しようということであれば、これはどうしても競争は制限せざるを得ないというところが大前提になってくるわけです。それを前提に置いて、この競争入札がもっと透明になるべきだという議論をしても、やや目的と手段がずれているという感じがあるという印象をもちます。零細業者を保護していくということが前提であれば、例えば指名入札のときの入札業者は区内だけになりますので、区内業者だけの範囲内で競争が起こりにくい状況のもとで、ある程度の値段を出していく。ところが、例えば5億円以上とか、もしくは3億円から5億円の間ぐらいのところであれば、ある程度業者の体力があるので、そういう大きな工事はある程度競争を入れていって、ほかの区よりも低い値段で発注する。一番零細なところの指名競争入札はほかの区と同等、もしくは少し高くても零細を保護するという考え方がとられていると考えればよろしいでしょうか。

政策経営部長 ちょっと、ずばりお答えにできるかどうかわからないんですけども、一つは、その競争性を考える上に、先ほどちょっと委員の方からもお話がありましたが、まず門戸開放の問題があると思うんですね。先ほど杉並の登録者数で少ないというお話もありました。杉並区として受け付けた区外業者数では2,150ということでございまして、これについては今までは、別にこの登録については、門戸は開放していると、ここに来る来ないは、それぞれの会社の自己責任という考えは持っておりましたし、それ自身は基本的には変わっていないんです。

ただ、もう一つ、この今の登録の問題だけじゃなくて、入札参加の条件の問題で門戸開放ということを考えますと、ここの外部評価委員の方のご意見の中にもちょっと触れられている点に関係するんですが、近隣区との相互参入方式を導入するとしてということで、今私どもが一番悩んでいますのは、杉並区で区外業者について、区外業者の参加を引き下げてまいりました。そうすると、他区の状況はどうなのかということを見ますと、1億未満はないんですね。1億未満は、すべて門戸が閉ざされている。この問題をどうするのかということは今一番の悩みで、競争性、同じ基盤の上で競争するとすれば、やはり同等、最恵国待遇じゃないんですけども、同じような条件のもとで競争をするのが一番いいのではないかなというふうに思っています。

それと、もう一つ、裁量の問題で、これもご質問、ご意見が出ていましたけれども、要するに行政の裁量の幅を小さくするべきじゃないかというふうなことについては、これは確かにおっしゃるとおりで、なるべくそれが小さい方がいいと。そういう点では条件付一

般競争入札のこの下限をもっともっと下げていけば、それは裁量の幅が狭くなるわけですから。ただ、条件をどういうふうに設定するかという問題は別に残りますけれども、ただ、その条件の中での競争性というのは増すのではないかなというふうに思っています。

ですから、その競争性と、それから門戸開放をそれぞれの区、自治体が同じようにこうやっていく中で、さらに競争性というか効率性も合わせて高まるのだらうというふうに思っています。それについては、今、実はいろいろ、中でも、行政内部でも検討しているところで、率直に申し上げれば、きょうの外部評価委員会のご意見も参考にしながら、どういうふうに来年度の改革につなげていけばいいのかということを考えているところです。

委員 そこに関しては、最後は政治判断だと思います。というのは、一番区民の税金を安くすることを考えれば、全部一般競争入札にするということです。どこの区でやっていなくても、杉並区だけ全部一般競争入札で、一番値段の安い工事で全部発注する。そうすると、当然、工事発注価格が下がりますから、区民の税金が一番安くなります。そうすると、場合によっては杉並区には区内の建設業者が1社もなくなるかもしれない。もしくは非常に強い業者だけが生き残るということになってしまう。それでいいのかどうかというところの政治判断が議会の中でなされるかどうか。そこが根幹の問題であるということでしょうか。

会長 その議論は、ちょっとここではやめたいと思うんですけれどね。

ただ、我々もちょっと調べなくてはいけないことは、本当にその地元業者のあれになっているかどうかというのは、この事業者数から言えば、区の工事を発注したとしても、この業者の売り上げに占める比重というのはかなり低い 年度的に言うと相当低いので、それほど効いていないような気もするんですよね。例えば一般土木とかいうような、700万とかなんとか、それで、それがもしまじめに工事をされて社員を雇っておられるとすれば、それほどのあれは出ないので、むしろそういう政治的判断をする前にも、こういう制度設計を考える場合に、区発注の依存度というのがどれくらいであるかというのは、これは多分非公式にはお持ちだと思うんですけれども、それは各区内業者についてお持ちなんではないでしょうかね。

経理課長 経審の中で、売上高等がございますので。

会長 ええ、ありますよね。大体の推測はできますよね。

経理課長 その中で、区の工事をどれだけ受注しているかということを見れば、大体のところはわかります。

会長 それをすると、大分低いんじゃないですか。思っているほどは高くないですよ。

経理課長 やはり、最近、大変公共工事そのものが少なくなっていますので、結構比的には少なくなっています。

会長 ええ。いや、ですから、そこら辺も業種によって大分違いがありますから、そこら辺も冷静に判断しないと、政治的判断と言う前に、そういった客観的なデータでこうして、むしろそういう意味において、区内業者保護として、その効果が上がっているのも多分あると思うんですよね。余りないのもある。そういうことが多分やらなくてはいけないと思いますけれど、それはただ、そういう情報を整理したらどうかということで、政策に反映したらどうかというぐらいで、それ以上のことはまさしく政治的判断で、この委員会としてはそういう視点もデータを精査してやったらどうかというぐらいの程度だろうと、私は思いますけどね。それ以外の、個別の案件で、あと監査の話とかというのは簡単に終わりますが、きょうの中心テーマはこれですから。どうぞ。

委員 もう一点、ちょっと確認をしたいんですけども、条件付一般競争入札で19ページのところの紹介ですが、そこで確かに、エントリーとか入札を入れるのが郵送であったり、インターネットで回収・エントリーをしたりとか、そういうふうな手法をとられているんですが、下の方にあります、図面と仕様書と入札専用封筒の入手は特定の区内のコピー店1店という、この工事に関してはこの1店、次のページはまた別のコピー店が出ていたんですけども、結局そこに業者が行って、すべてコピーをさせてもらう、買う、ということですよ。そこが、先ほど何か、役所で書類を入れるときには役所の目の前でやっていらっしゃるから大丈夫だろうと、定点観察をというわけではないんですけども大丈夫だろうとおっしゃったんですが、この辺については、この手法をとるといえることはいかなるものでしょうか。

経理課長 こういった条件付といいますと、図面が相当膨大になるというものでございまして、さまざまな方法は検討したんですが、とりあえず今現在のこの方法は、今のところではベストだろうという判断のもとでやっていますが、この辺は当然ながらこれから研究していかなければいけないテーマだとは認識してございます。

会長 ただ、今、図面とかいうのは全部コンピューター上でおつくりになっているわけだろうから、それをそのままファイルでとか、MOとかなんとかに、もともと入っているわけですね。図面というのは、当然これ、設計会社なり、あるいは直営でされるにしても、今はもう、図面を人間の手でやるなんてことは、していませんからね。見積もりもCAD

のシステムでやっていますから。だから、それは多分電子媒体になっているわけだから、今おっしゃったように、本当にもう透明性を極限までやるとすれば、MOをやるとかそういうことをすれば、そういう疑義は多分ここでは、別にそういう談合の余地はないと思いますが、そういう疑義がない方式というのは、電子入札制度とあわせてやれば、可能だと思いますけれどね。そういうことはご検討ですか。基本的には、設計とか、全部コンピューター上ですよ、当然。

委員 まあ、データに関しては、多分書きかえ、改ざん等々あるので、こういう大容量のデータですと、全部渡し切るとかというのはなかなか難しいと思うんですが、こういう特定のところにお任せになって今現在やっていらっしゃるわけだから、それが問題なく進む対応策を何かおとりかどうかというところを、ではちょっと。

経理課長 今、青焼きの図面を相当数お渡しするためにこのコピー店を使っているわけなんですけれども、そのほかの方法を、電子媒体ということも当然ながら今後は研究していかなければいけないテーマだとは認識してございますが、現状のところ、それに対応できるだけの業者が全部それをやっているかどうかというのはちょっと、そういった問題もございまして、すぐにそれに切りかえるということは、区の方もそこまで全部までできていない状況もありますので、いずれはそういう形になるかもしれませんが、今のところ、ちょっとまだ難しいのかなというふうには思っております。

委員 じゃあ、現在この方法でご注意されている点とかというのはあるわけですか。例えば、このプリントのこの取り扱い店との、何というんですか、何か情報漏えいのための契約とか……。

会長 契約ですね。拘束ですね。

経理課長 当然ながら、業者、そのコピー店の方については、どこの業者さんが来るかということは全く教えておりませんので、たまたま鉢合わせで情報を交換されてしまうと、ここに申し込みがあったときはわかる可能性が全くないわけではございませんけれども、相当期間を設けてやってございますので、そういった意味では、そうそう鉢合わせをする率は少ないんじゃないかなというふうには思っています。

委員 そのコピー店は、区内に何カ所あるんですか。

経理課長 2店ございまして、その案件によって変えるという。

会長 それは疑義が出ますよね。だから、やっぱりちょっと、これも多分手数料もかかるわけですから。

経理課長 全部、これは業者の方持ちで買っていただきます。

会長 でも、業者の負担になるわけですよね、それだけ。ですから、でも、ほかの区も多分同じような方式だとは思いますが、大体二つぐらいですか。ほかの区も大体こういうコピー店を使っておられるわけですか。

委員 零細業者を保護するためにある程度競争制限を認めているのであれば、どこまで競争制限を許すのかという判断基準をつくっていく方がやや現実的ではないかと感じられます。完全自由競争では、零細業者は全部倒れますね。

経理課長 一応、区では今3,000万という基準を設けて、指名競争入札と公募型で区内に限定してございますが……。

委員 ですよね。その指名競争入札……。

経理課長 それは各区は、その辺の状況は、先ほど部長が申し上げたように、1億円ぐらいのところを線を引いているというのがございまして、そういった中では、やはりもうちょっと上げてほしいというような要望は、当然ながら、区内業者からも話はございますけれども。

会長 多分、零細業者が本当に弱いかどうかというのはわからないんですよ、でも。大手が本当に必ず競争力があるかどうかというのは、今の世の中……。

委員 それはそうですね。

会長 だから、そこも含めて、やはり政策判断だと思うんです。だから、そういうのはやはりきちんとしたデータに基づいた議論をしないと、多分そうだろうという、昔のあれで議論を進めていっても、これはかなり……。

委員 そうであるとすれば、この入札方式について完全な透明性を確保するかということに関する問題よりも、結果として区民がほかの区と比べて満足できる水準で工事を発注できているのかどうかということが問題だと思います。ほかの区よりも異常に厳しい入札水準で区内の業者が淘汰されてしまうということでは困ると言った言い方しかできなくなっているのかなという感じがするんですけども。そうなってくると、もう一つ、ほかの区で同種の工事がどれぐらいの価格で発注されているのかということが必要なデータです。杉並区民が特に競争制限されやすい指名競争入札によって高い工事発注価格の負担を負わされていないかというチェックは、どこかでしておく必要があると思います。

会長 これは明確なものがない、資料4ぐらいでなんていうのが、とりあえずのご説明であって、なかなかこのほかの区の情報というのはとりにくい話ですけどね。ご事情は

確かにわからんわけではないです。

経理課長 同種の工事の金額なんですけれども、いろんな工事によって積算をしていますが、それが適正かどうかというのは、区では、基本的にはほとんど東京都と同じような種類の積算基準を使って見積もりをしておりますので、同種の工事であれば、杉並でもほかの区の工事でも、基本的には同じような状況になるはずなんです。実勢価格でこの部分だけ下げちゃうとか、そんなような特殊なことをやっていない限り、基本的に見積もりの金額というのは同じようなベースを使っておりますから、同じになるはずなんです。

委員 ちょっとお伺いします。個別で言えば、僕はこの9ページの指名競争入札を選んだんだけど、これは典型的な指名で、典型的な相談がありそうなスタイルだったので伺ったんですが、一応そういう現実があるにしても、さっき、全部情報公開していると言ったのは、どのページまでが公開されていますか。例えば9、10、11の3ページとも、これはホームページに載っているんですか。

経理課長 そうですね、これは入札経過調書、それから工事概要については……。

委員 例えば。

経理課長 その3枚ですね。

委員 3枚は出ているんですか。

経理課長 お渡ししているあれを全部含めて、ホームページで公表しているということです。

委員 では、この全事業、全入札案件、全部出ているということですね。

経理課長 はい。

委員 それで、もう一つは、例えばさっきもほかの案件についてはお話があったんですが、何社希望があって何社にしましたというお話をされたのですが、この場合なんかは、例えば何社希望があったんですか。この8社を選んだよというふうに出ていますが。

経理課長 公募型の指名の場合につきましては指名希望があった会社を資格があればすべて指名し8社を選んでいきます。指名競争の場合はこちらの方で選択して8社を選んでいきます。希望があったという形でございます。

委員 そうでしたっけ。

経理課長 指名競争の入札は、あくまでも、全体の参加資格の中から基準に合った業者をこの経理課の方で選んで。

委員 だけど、相手が公表した数字で、実はその条件に合っていないなくても、応募して来てしまうということはあるじゃないですか。

経理課長 これは公募型だと条件付で公告した以外については、そういう形の応募者はございません。

委員 わかりました。やはり一番大事なことは、その透明性とかなんとか、いろんなことを考えれば考えるほど、大変なコストがかかっているんですよ、これ。行政の方がみんな頭をひねって、時間をかけてやって、それですごい労力をかけて、また議員さんもそこにすごいエネルギーをかけている。そのコストの方が入札で助かるコストよりもはるかに高いんじゃないかというようなことが僕の印象です。だから、シンプルにするということがすごく大事で、シンプルにして、肝心のところは、やはり数が多くなれば、それなりにいろんな配慮をしたりすることというものが要らなくなるんだと思うんですよ。ですから、一番肝心なところは、結果的にいつも10社ぐらいになってしまっているというところが問題であって、もっともっとすそ野を広げて、それなりに大きくなれば、いろんなエネルギーを割かなくてもいいというふうになる。さらに言うならば、本当に零細業者の方が、常に割り当てをもらって、ここだけは自分たちが毎回はもらえないけど年に10回のうちの2回はもらえるんだということだと、本当にその零細業者の方々がビジネスとして強くたくましくなるのかという、そういうことも相当疑問です。やはりその辺のところから少し考えていただかないと、いろんなことで頭をひねっても、すごいエネルギーだと思います。

会長 いずれにしても、今のは制度にかかわる議論ですから、きょうの審議と、とりあえず抽出していただいたこの7件については、区の方針に従って適正に入札は行われたと、こういうふうにみなすほかないというか、みなしていいと思うんですが。それについてはよろしいですね。

委員 不自然さはあるという指摘はあったのですから、そこはきちっと明記すべきではないでしょうか。

会長 それは、不自然さはあったとしても、それでもって不適正だったということはいえないんですね。

委員 不適正とは言えませんが、不自然さが残っているという点は、やはりきちんとメンションしておくべきではないですか。

会長 それは議事録に当然残っていますけれどね。ただ、それでもって1位がずっと1位



だから、これによって入札が不適正であったとは言えないんです。疑義であるということもなかなか、ちょっとしんどいところだと思うんですけど。不透明であるということはいえると思います。疑義であるということは、1位だけでもってはいえないと思うんですよ。だから、疑義を持たれる……。

委員 不自然だという印象を抱いた、と。

会長 不自然ですか。不自然と言えば不自然でしょうけど。これは、ただ、むしろそれよりは、委員がいろいろお調べになった結果でもって初めて、それは言えるんですね。だから、1ページ目のこれだけでもってはいえないので、だから、むしろ総合して、個別案件についての意見ということではなくて、制度全般について、委員のご調査の結果を踏まえて、こういうことについては、要するに、最終的な落札の方がすべてずっと通して1位になっているという現象については不透明さが残って、今後さらに改善する必要があると、こういうことだと思うんです。これも、たまたま1件だから不自然であるとは言えないわけですから、それがほとんど、すべてについて見受けられたという委員の調査に基づいて、初めて言えることですよ。だから、そういう表現に多分なるとは思いますけれど、そういうことでいいですか。

委員 先ほど会長もそういうことをおっしゃっていらっしゃったので、その結論はみんなある程度同意したということだと思います。

会長 そういうことです。

それで、別に急ぐわけじゃないんですけど、きょうは5時でお帰りになる方もおられますので、あとは報告書のまとめ方については、いずれにしても、事務局と私が相談して定め、それをなおかつ各委員の方に見ていただいて、コメントをいただいて、最終的な案にいたします。いずれにしても、勝手に事務局サイドで作成するということはいけませんので、そういうことにしたいと思います。それで、主に制度全般にかかるご議論が多かったものですから、その中でポイントとなるものを抽出して、これについてはまたまとめて報告をしたいと、こういうふうに考えております。

それで、もう一件だけあったのは、個別外部監査の報告ということですけど、これは簡単にご説明だけいただければよろしいですよ。これを詳細にしても時間がないですから、ポイントだけご説明いただけますか。

総務課長 はい。よろしいでしょうか。

当委員会から、三つのテーマをご推薦いただきました。保育事業、図書館事業、それが

ら内部事業の効率的執行ということで、区の選定委員会の方で、その中から図書館事業を選びました。理由につきましては、民間活力の導入等、まだ不明なところがありますので、今回外部監査を行うことにより、図書館事業体制の効率性等の検証を行うことは、今後の取り組みの参考になると考えまして、図書館事業を選ばせていただきました。

きょう、「平成15年度個別外部監査の結果に関する報告書（概要）」という、10ページ立ての冊子をお手元にご配付してございます。これは、本年7月から9月にかけて、外部監査人により監査が行われまして、9月30日付で区に提出されました。翌10月9日に、区長、教育委員会、監査委員、区議会議長に説明がされ、10月17日に文教委員会で報告されています。

1ページでございますけれど、まず、3で図書館事業の概要が書かれております。登録者数、職員数、蔵書数。

それから、2ページをお開きください。4番の外部監査の方法ですけれど、まず視点につきましては、の視点で監査を行ったということでございます。5で、それぞれの4の視点から5以下で、監査の内容が書かれてございます。

かいつまんでご説明をいたしますと、3ページの下の方のウ、開館日・開館時間でございますけれど、監査人がみずからアンケートを行いまして、いわゆる館内整理日の休館、それから日曜日の閉館時間が午後5時になっていますけれど、その検討が必要である。

それから5ページに行きまして、次は図書館事業の二つ目の有効性追求手法ということで、これはいわゆる  結果のイのところでございますけれど、いわゆる利用率に関して検証がされていまして、利用率改善のために十分にその統計数字が使われていない、というご指摘がされております。

それから7ページにまいりまして、三つ目の大きな柱で、区民の情報収集手段多様化と図書館の役割に対する見直しの視点でございますけれど、これは近年、インターネットの普及などによりまして、情報収集の手段が多様化している。その中で、他市、ほかの23区との比較でございますけれど、蔵書数等については他区より上回って、世田谷に次いで2番目だと。ただ、この登録率がほかの区と比べて低い、というふうなご指摘がなされております。

それから8ページにまいりまして、イでございますけれど、図書館の建設の妥当性ということで、今、区では14館構想がございまして。これにつきましては、あと具体的には2館残されているわけですが、この必要性が疑問であるという指摘がなされております。

今後建設する場合については、サラリーマン等が帰宅途中に立ち寄れる駅等に建設する方法も考えてみてはどうか。それから9ページにまいりまして、NPO等の協働を積極的に推進することが望ましい、というご指摘がなされております。

それから、最後に(4)蔵書の管理でございますけれど、やはり蔵書の管理が良好に行われているかどうかということは、住民サービスに大きく影響するということで、10ページにつきまして、実際蔵書冊数とコンピューター上の蔵書冊数に約1万3,000冊の不一致が生じている。それから今のところで、行方不明になっている図書が約3万9,000冊もあるということで、例えば図書にICチップを貼り付けるなど、それから蔵書点検などについても全館一斉にやるべきだと。そういう、蔵書管理についてのご指摘がなされてございます。

雑駁でございますけれど、以上が報告の内容でございます。

会長 ありがとうございます。これは各委員に読んでいただいて、また政策評価のときにも参考にさせていただきたいと、こういうふうに思っております。

あとは、最後はスケジュールですか。では、どうぞ。

行政改革担当副参事 長い間、ありがとうございました。

今後の予定ですが、あと2回残っているんですが、基本的には、行政評価の関係と、それから個別外部監査のテーマ設定というか推薦、それに充てたいと思っております。日程的には1月中旬と2月の中旬ぐらいを予定させていただけないかと。と申しますのは、行政評価の関係が、恐らくこのまままいりますと、今順調に推移しているんですが、まとめ切るのが12月の中旬ぐらいには何とかかなかなと思っております。それに伴いまして、皆様方のほうに昨年と同じような形で資料をお送りさせていただこうかなというようなことで考えておまして、それに基づいた点検結果・公表ということで、第3回をやっていきたいなというふうに考えている次第でございます。

会長 作業の方法等は、ちょっと事務局と打ち合わせして、各委員の方に余りご負担にならないような方法をまた考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

行政改革担当副参事 はい。

会長 それでは、一応、きょうはこれでよろしいですね。すべての議題は終わったということで。

行政改革担当副参事 はい。

会長 どうも、長い間ご苦労さまでした。